

登所・登園 許可証明書（医師記入） R7.9 月改訂

児童氏名

証明日：令和 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登所・登園可

該当疾患 に○	疾 患 名	登所・登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水 痘・带状疱疹しん	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	その他の感染症（	）

※ 保育所・保育園生活での注意事項

（

医療機関名

医 師 名

（作成：千葉市医師会

千葉市こども未来局幼保指導課）